

## 大阪市告示第129号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 都島屋内プール 水泳場	令和8年2月24日（火）	午後3時から 午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）